

令和4年3月7日
企画調整局政策調整課

北九州都市圏広域行政推進協議会の廃止に関する協議について

1 概要

北九州都市圏広域行政推進協議会は、昭和53年3月に、本市、中間市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町の2市4町で、地方自治法第252条の2の2に基づき各議会の議決を経て形成された協議会である。

本協議会では、北九州都市圏の広域行政の推進を図るため、さまざまな活動を行ってきた。

一方、平成28年4月に、本協議会の構成市町を含めた18市町で連携中枢都市圏「北九州都市圏域」を形成しており、またこれまで協議会で実施してきた事業は連携中枢都市圏ビジョンに包含されたことから、協議会の廃止に向けた協議を行うもの。

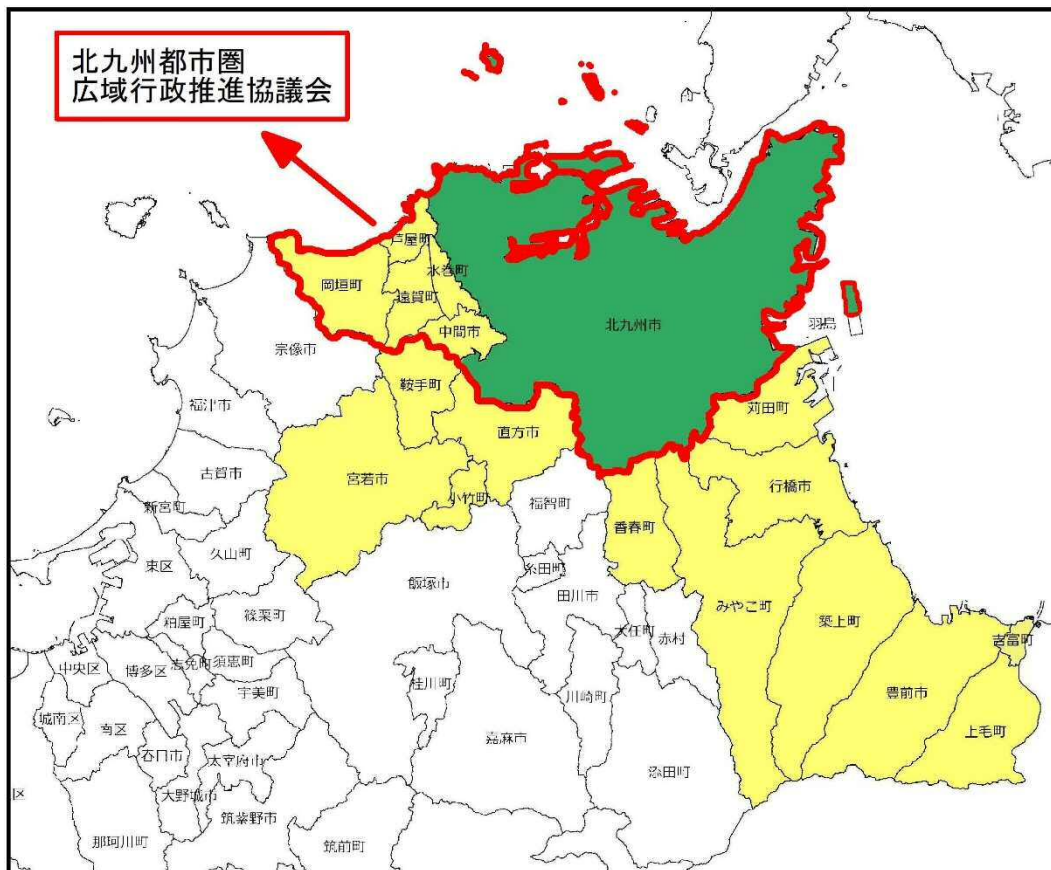
2 提案理由

協議会を廃止するためには、地方自治法第252条の6の規定により、構成市町すべての議会の議決を経なければならないことから、本議案を提出するもの。

3 スケジュール（予定）

令和4年2月～3月上旬	本市及び構成市町の議会に議案を提出
令和4年3月下旬	本市及び構成市町の議会で議案議決後、協議会の廃止に関する協議を実施
令和4年3月31日	協議会の廃止

北九州都市圏広域行政推進協議会と 連携中枢都市圏「北九州都市圏域」の自治体



(自治体名)

北九州市、直方市、行橋市、豊前市、中間市、宮若市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、香春町、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町

(計18市町)

 は北九州都市圏広域行政推進協議会の構成自治体